

学校において予防すべき感染症について（関係書類）

書類 1

保護者各位

鹿児島県立甲南高等学校長

学校保健安全法第19条によって、学校において他の生徒に感染するおそれのある感染症に罹患した場合は「出席停止」となります。出席停止期間については、下記のように規定されておりますのでご確認ください。治癒し、医師から登校の許可が出ましたら、下記の書類を学級担任に提出してください。

	病 名	出席停止期間
第一種	「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」 第6条に規定する感染症	医師の許可があるまで(治癒するまで)
第二種	インフルエンザ(別紙の様式あり) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 百日咳 風疹(三日はしか) 麻疹(はしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症日翌日から5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 発疹が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 伝染の恐れがないと医師が認めるまで 病状により学校医その他の医師において「感染の恐れがない」と認められるまで
第三種	流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎(アポロ病) 腸管出血性大腸菌感染症 その他の伝染病(溶連菌感染症、感染性胃腸炎など)	病状により学校医その他の医師において「感染の恐れがない」と認められるまで

※インフルエンザ罹患の場合は別紙「書類 2」を保護者で記入して提出（病院の証明必要なし）

主治医殿

御多忙中誠に恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

学校において予防すべき感染症の罹患届及び登校許可証

- 1 病 名 _____
- 2 出席停止期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

下記の生徒は上記1, 2の通りと診断し、治癒したので登校しても差し支えないことを証明します。

鹿児島県立甲南高等学校

____年____組 生徒氏名_____

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

学校記入欄

上記の結果について確認しました。

学級担任

印

養護教諭

印